

あなたの周りは
大丈夫?!

災害から身を守るための豆情報

〈梅雨です。大雨にご注意を!〉

「梅雨」という言葉を聞くと、憂鬱（ゆううつ）な気分になるという方はいませんか。

じつは沖縄にとって「梅雨」は、1年間に降る雨の量の約4分の1にもなり、私達が生活するうえで大切な水源になるため、梅雨時の雨量が少ないと「水不足」が大きな問題となります。平年どおりの雨量は降ってほしいですね。

しかし、この時期には集中豪雨に要注意です。

激しい雨により家屋の床上浸水、床下浸水、車両の水没、家屋の損壊や土砂崩れ、道路損壊等の被害が想定されます。

气象台が大雨により災害が起こると予想した時は、大雨注意報や警報を発表しますが、地域の皆様には日頃から災害への備えを念頭に置いて下さい。

特に地盤の弱い所や低地に住む方、河川沿いに住む方は、气象台から発表される情報を利用して早めの災害対策をお願いします。

家の周りや畑の排水路、グレーチングの掃除等も日頃から行っておけば浸水被害を減らすことができます。



〈台風災害に備える!!〉

沖縄地方の自然災害で最も大きいのは台風による災害です。台風による主な災害には風害、水害、高潮害、波浪害などがあります。

台風は、沖縄地方に近づく頃、最も勢力が強くなったり、移動する速度が遅くなったりするため、沖縄地方では長い間台風の影響を受ける場合があります。

災害の防止・軽減には普段からの災害への備えが大切です。テレビやラジオで气象台が発表する注意報・警報・気象情報を利用すると共に、「気象庁のホームページ」も大いに活用しましょう。

〈台風がくる前に〉

- ・ベランダや庭に置いている飛び散りやすい物は、早めに片付ける。
- ・長く伸びている樹木の枝葉を切る。
- ・懐中電灯や携帯ラジオ、飲料水等を準備し、停電や断水に備える。

〈台風が近づいたら〉

- ・危険な場所に近づかない。なるべく屋内にいきましょう!
- ・台風の動きに応じて注意報や警報などが発表されるので、ラジオやテレビ等から常に新しい情報を入手しましょう。



〈新たに提供される“竜巻注意情報”〉

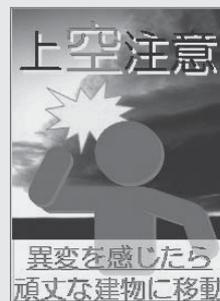
これまでは「雷注意報」を発表して、落雷や突風等に注意するよう注意喚起していましたが、「竜巻」の発生する危険性については、特段明示していませんでした。

これからは新たな気象情報として、竜巻等の激しい突風から身の安全を確保してもらうことを目的に「竜巻注意情報」を発表することとしました。竜巻等の激しい突風は規模が小さくまた寿命も短いこともあり、現在の観測・予測技術では事前に情報を発表することには限界があります。このため竜巻注意情報が発表されたらすぐに避難行動が必要なわけではありませんが、情報を受けたら空の変化に注意し発達した積乱雲が接近する兆しがある場合は、発表から約1時間は頑丈な建物内に移動するなど身の安全を確保する行動をとって下さい。



「竜巻注意情報」は、従来の雷注意報が発表されているときに比べ数十倍も高い確率で竜巻が起こる可能性がありますので、上手に利用することにより、いざという時の身の安全に役立ちます。

- ・黒い雲が近づく
- ・急に暗くなる
- ・雷鳴が聞こえる
- ・雷光が見える
- ・冷たい風が吹き出す
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す



詳しい対応方法については、気象庁ホームページで紹介しています。



排水路のつまりの原因となるビニールや枯葉等が流れ出ないように、日頃から管理・点検をお願いします。

婦人がん検診のお知らせ（通知方法が変わります）

★本年度より年度年齢が偶数年齢の方へ案内ハガキが届きます★

～国の方針が2年に1回の受診をすすめているため～

〈例〉昭和43年4月1日～昭和44年3月31日（40歳）←本年度案内ハガキが届きます。

昭和42年4月1日～昭和43年3月31日（41歳）←次年度案内ハガキが届きます。

★奇数年齢の方でも検診は受けられますので健康課（946-8961）へ連絡をお願いします★



- ☆ 集団検診か個別検診（医療機関）のいずれかで受診して下さい
- ☆ 乳がん検診方法は、触診とマンモグラフィー併用です（久高地区では子宮がん検診のみ実施）
- ☆ 個別検診の場合は医療機関へ各自で予約して受診して下さい（ハガキが必要です）
- ☆ 偶数年齢の対象者の皆様へはハガキをお送り致しますので、検診会場（医療機関）へそのハガキを持参して受診して下さい
(奇数年齢の方で個別検診希望者は連絡頂ければ案内ハガキを送付します)

〈対象者〉 子宮がん検診…20歳以上 乳がん検診…40歳以上

＊集団検診…乳がん検診は1回につき先着30名まで。必ず電話で予約してください。

予約開始日 平成20年6月16日より

TEL 946 - 8961（予約開始日以前の受付はできません）

〈自己負担額および補助額〉

	検診料金	補助額	自己負担額
子宮がん検診	2,900円	2,300円	600円
乳がん検診	4,500円	2,500円	2,000円

〈日程〉受付時間 午後2時から午後3時30分 ※久高島は午前10時30分から午前11時30分

場 所	検 診 日
玉城中央公民館	6/30（月） 7/16（水） 7/31（木）
老人福祉センター（佐敷）	7/11（金） 7/24（木） 8/8（金）
総合保健福祉センター（大里）	7/4（金） 7/18（金） 8/6（水）
知念社会福祉センター	7/14（月） 8/7（木）
久高島離島振興総合センター	7/28（月） ※子宮がんのみの実施です。

＊個別検診…各自で医療機関へ電話予約し、受診してください。

〈受診期間〉平成20年6月16日～11月28日

〈委託医療機関および金額〉

医療機関名	予約先	検診料金（円）税込		補助額（円）		自己負担額（円）	
		子宮がん	乳がん	子宮がん	乳がん	子宮がん	乳がん
総合保健協会	889-6474	3,675	4,620	2,300	2,500	1,375	2,120
沖縄赤十字病院	853-3172	2,940	4,935	2,300	2,500	640	2,435
沖縄協同病院	850-9003	2,100	2,625	2,100	2,500	0	125

注：1）受診日に南城市民である方が対象となります。

2）集団検診・個別検診とも検査結果が届くまで約1ヶ月程度かかります。

3）検診結果は皆様の健康づくりのため市が行う疾病分析及び保健指導等の資料として使用致します。

また、検診結果で精密検査の指示が出た場合、役所が医療機関よりその結果報告を受ける場合がございますのでご了承下さい。

連絡・問い合わせ先 健康課 946-8961（婦人がん検診担当）

地域健康づくり支援事業へのご案内

生涯健康! (あなたの健康を応援します)

生活習慣病の予防に重点をおいた健康づくりの推進を図るため、健康づくり支援プログラム開発の完成に伴い、誰もが楽しく簡単に継続することができる健康づくりを、各行政区ごとに開催することになりました。

南城市民一人一人が、「自分の健康は自分で守る」ことで「日本一元気で魅力ある南城市」の実現するために、是非、ご参加をお願いします。

場所：各区公民館で開催 時間：午後 7 時 30 分

地区	期日	行政区	期日	行政区
佐敷地区	6月17日(火)	津波古	7月1日(火)	外間
		小谷		富祖崎
	6月19日(木)	新里	7月3日(木)	仲伊保
		兼久		新開
	6月24日(火)	佐敷	7月8日(火)	つきしろ
		手登根		県営団地
	6月26日(木)	伊原	7月10日(木)	県営第二団地
		屋比久		県営仲伊保団地

地区	期日	行政区	期日	行政区
大里地区	7月15日(火)	西原	8月5日(火)	平川
		南風原		稲嶺
	7月18日(金)	平良	8月7日(木)	大里グリーンタウン
		嶺井		目取真
	7月22日(火)	嶺井団地	8月19日(火)	湧稲国
		古堅		大城
	7月24日(木)	福原	8月21日(木)	稲福
		島袋		真境名
	7月29日(火)	当間	8月26日(火)	大里団地
		仲程		大里第二団地
	7月31日(木)	高宮城	8月28日(木)	大里ニュータウン
		銭又		

(注) 行政区の都合により、日程が変更になる場合がありますので、ご了承ください。
(知念地区と玉城地区は9月～10月に予定しています。)





南城市内のできごと

南城市独自のまちづくりを

市では現在、南城市農業振興地域整備計画、南城市都市計画マスタープラン、南城市国土利用計画の策定作業が進められています。その一環として、各種計画の住民説明会が5月8日（木）から7月29日（火）までの日程で各区公民館および集会所にて行われています。

5月8日に新里区で行われた説明会では、市の担当者からこれまでの土地利用の状況や今後の方向性などの問題点や課題が報告され、参加者からは厳しい規制への不満や将来展望への意見等が出ました。また、同時に行われた農業振興地域整備計画の見直しでは、分家住宅等の除外地申請の要望箇所調整が行われました。

※住民説明会の日程等については5月号12ページ（佐敷・大里地区）・今月号14ページ（知念・玉城地区）をご確認下さい。



子どもたちを守れ!こども110番の家



こども110番の家委嘱状交付式が5月2日（木）、市役所玉城庁舎で行われました。今回は市内の公民館および自治会事務所68箇所を新たに委嘱。現在市内では266箇所、与那原警察署管内では515箇所がこども110番の家として登録されています。

こども110番の家連絡協議会の知念良光書記長は「地域にとっても情報の入りやすい区長へ委嘱ができてよかった。市民全体が会員という気持ちでやっていただけたらありがたい」と激励の言葉を述べました。

こども110番の家委嘱状交付式が5月2日（木）、市役所玉城庁舎で行われました。今回は市内の公民館および自治会事務所68箇所を新たに委嘱。現在市内では266箇所、与那原警察署管内では515箇所がこども110番の家として登録されています。

南城市誕生2周年事業 「出張!なんでも鑑定団 in 南城」



「あなたのお宝鑑定します!」でおなじみの「開運!なんでも鑑定団」の出張鑑定会を4月20日（日）、シュガーホールで開催しました。

多くの観衆が詰め掛ける中、6名の鑑定依頼者が絵画や壺など自慢のお宝を出品しました。鑑定は人気鑑定士の中島誠之助さんと永井龍之介さんが務めました。

鑑定士と依頼者のやり取りや本人希望額とはかけ離れた評価額の結果に笑いや拍手が起こるなど、終始和やかな雰囲気の中で収録が行われました。

なお、収録の様子は琉球放送で6月以降に放送される予定です。



新ごみ処理施設建設に向け住民説明会

南部地域のごみ処理施設建設を目指すサザンクリーンセンター推進協議会による住民向け説明会が5月13日（火）、玉城中央公民館で行われました。

サザン協より平成19年度経過報告が行われた後、東部清掃施設組合、島尻消防清掃組合、南部広域行政組合を09年に組織統合するとして短期計画及び糸満市加入を前提とした長期計画が説明されました。

各清掃組合の統合時期や将来建設予定の施設について等、住民からの質疑や要望に対し、事務局側は既存の施設を有効活用しながら「南部は1つ」の理念のもと話し合いを進めて行きたいと答えていました。



安座真&久高の手作り市



ゴールデンウィーク期間中の5月3日(土)から6日(火)までの間、安座真船待合所にて「むんじゅくいまちやぐわあ」が催されました。

待合所には着物の端切れや背広を利用して作られたマイバックのほか、手作りの小物や地元の方が手塩にかけた野菜などが並び、久高島への往来で立ち寄った人達が土産に購入するなど賑わいを見せていました。また一角に設けられた手作りコーナーでは子供たちが講師の手ほどきを受けながら真剣な表情で箸置き作りを体験していました。

なお、同時期に久高島宿泊交流館前広場で開催された「くだか手作り市」でも、自然に還る天然素材だけを使用したエコ弁などエコを意識した品々が販売され、休暇を久高島で過ごした人達は手作りの温かさと癒しを持ち帰っていました。



平成20年度さしきスポーツクラブ総会

4月21日(日)にさしきスポ・レクセンターにおいて、平成20年度さしきスポーツクラブの総会が行われました。

総会では、平成19年度の事業経過報告や収入・支出決算の承認、平成20年度の事業計画(案)および収入・支出予算(案)の報告、新役員の承認が行われました。

総会に先だち行われたスポーツ体験では、約40人の会員が参加し、太極拳やエアロビクス、ラケットボールなどの様々な種目のスポーツで汗を流しました。



誓い新たに 南城市更生保護女性会



4月に発足した南城市更生保護女性会の新役員が就任の挨拶のため、5月14日(水)古謝市長を表敬訪問しました。

これまで旧4町村単位で活動を行っていた更生保護女性会ですが、4月27日(日)の南城市更生保護女性会合併総会を経て、一つの団体として始動しました。

新役員は以下のとおりです。

会長兼玉城支部長	大城ミヨ
副会長兼佐敷支部長	高木キヨ
副会長兼知念支部長	東恩納節子
副会長兼大里支部長	瑞慶覧美喜枝
書記・会計	宮城エミ子

集落地域整備事業

集落地域整備事業の一環として施工が進められていた大里南風原地区の排水路工事がこのほど完了しました。

当事業は農村生活の環境を改善し、農業の生産条件と生活環境との調和のとれた整備を推進する目的で平成13年度より開始された事業です。排水路の完成により、大雨等による冠水被害の軽減も期待されています。



シュガーホールから羽ばたいた若きソリストたち



5月18日(日)シュガーホールにおいて「第14回おきでんシュガーホール新人演奏会」が開催され、去る3月のオーディションに合格した10名が出演し、感性豊かな美しい演奏で聴衆を魅了しました。演奏後行われた表彰式では、主催者を代表して古謝市長より「合格证」が授与され、続いて沖縄電力株式会社石川清勇代表取締役副社長より「沖縄電力賞」が授与されました。沖縄電力賞グランプリを受賞した大前伊代さん(京都府出身)は、「今年の3月に沖縄県立芸術大学大学院修了を機に、オーディションに挑戦しました。学生生活最後にこのような素晴らしい賞を頂き、喜びで一杯です。この感動を忘れずより一層努力していきたいです。」と語っていました。

第15回オーディションの募集要項は今年秋頃に発表予定です。

高千穂の町を快走

宮崎県高千穂町で4月20日に行われた「第20回神話の里高千穂マラソン大会」に、さしき健走会を中心とした市民ランナー42人が出場しました。

メンバー全員が完走したほか、新城辰夫さん、當山清勝さん、小川慶子さん、高江洲久美子さんの4人が各種目で上位入賞を果たしています。

健走会メンバーとして参加した與那嶺紘也副市長は「ランナーの交流を足がかりに、両町市の正式な姉妹都市締結につなげていきたい」と決意を新たにしていました。



南部地区体育指導委員功労賞受賞



4月19日(土)に、豊見城市で開催された平成20年度南部地区体育指導委員協議会総会で、本市体育指導委員の玉城篤志さんが、長年にわたる体育、スポーツの健全な普及、発展に貢献した功績が讃えられ、南部地区体育指導

委員協議会より表彰されました。

玉城篤志さんは、体育指導委員として就任して以来、企画、立案に積極的に参加し、市民のスポーツレクリエーションの普及に務め、他の体育指導委員の模範となっています。

今後も生涯スポーツの紹介、普及および後継者育成が大いに期待されています。

上原弘一教育委員長就任

市町村合併3年目を迎え、すばらしき先輩儀間朝善先生の後を引継ぐことになり大変恐縮しております。

合併後の教育施設の整備は市当局の御理解のもと着実に整備されており、後はソフト面の充実に私達は努めなければならないと思います。

子ども達をとりまく環境は厳しく、家庭・地域・学校と連携が重要だと痛感します。その為にも平成20年度南城市教育主要施策を着実に推進させる様努めてまいります。



教育委員長
上原 弘一

南城市体育協会結果報告

4月27日(日)、5月11日(日)の両日、南城市体育協会主催の第3回バスケットボール競技大会が開催され、男子33チーム、女子8チームが参加しました。

男子の部決勝戦は、奥武チームと津波古チームが対戦し、奥武チームが優勝を決めました。

また、女子の部決勝戦では、當山チームと津波古チームが対戦し、當山チームが優勝しました。

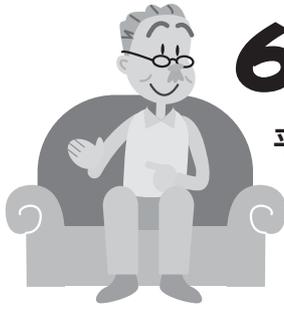


優勝：奥武チーム



優勝：當山チーム





65歳以上のみなさん!!



平成20年度普通徴収の方の介護保険料の納付が始まります。

保険料の納め方は、

【特別徴収】：年金から天引きされる場合と、

【普通徴収】：納付書による納付 の2つに分かれます。

いずれの納め方になるかは、老齢・退職(基礎)年金等の受給額などで決まります。

※特別徴収の方は、すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金から天引き)が始まっています。

特別徴収 = 年金から天引きされます。

【対象者】

老齢・退職・障害・遺族年金が、
年額18万円以上の方

【納め方】

偶数月に支払われる年金から、
介護保険料があらかじめ天引きされます。

1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

前年度並みの所得と仮定して徴収額を算出し、3回に分けて納めていただきます。(仮賦課)

確定した当該年度の年税額から仮徴収額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。(本賦課)

普通徴収 = 納付書で個別に納めます。

【対象者】

老齢福祉年金受給者
年度の途中で65歳になった方
年度の途中で他の市町村から転入した方
年度の初め(4/1)には年金を受給していなかった方

【普通徴収の納め方】

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
7月	8月	9月	10月	11月	10月	1月	2月	3月

☆年間の保険料(12ヶ月)分を、9回に分けて納めていただきます。

【納め方】

納期ごとに、広域連合から送られてきた納付書をもって指定の金融機関などで納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。

※納期は7月(第1期)～翌年3月(第9期)となります。

※口座振替をご利用ください!

保険料が金融機関から自動的に振り替えられるため、手間が省け、納め忘れもなくなります。

取り扱い金融機関で、通帳届出印、通帳、納付書を持参して「口座振替依頼書」に必要事項を記入して申し込みます。(口座振替の開始は、申し込みの翌月以降となります。)

★介護保険料納付のお願い★

皆さんに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源です。

だれもが安心してサービスを受けられるように、保険料は必ず納めましょう!!

介護保険料の納め忘れがありますと、介護サービスを利用した際に、利用料を一旦全額支払らなければならなくなったり、負担割合が三割になったりするなどのペナルティーが課せられる場合がありますので、納め忘れのないようよろしくお願い致します。

【問い合わせ先】 社会福祉課(大里庁舎) 電話 946-8996

後期高齢者医療保険料納付についてのお知らせ

保険料の納め方 年金額によって、保険料の納め方は以下のとおり、2種類に分かれています。

年金から差し引かれる人(特別徴収)

対象となるのは 年金が**年額18万円**以上の人

納め方は 年6回の年金の定期支払いの際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

●前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めます。

●確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を、3回に分けて納めます。

納付書で納付する人(普通徴収)

7月から始まります

対象となるのは 年金が**年額18万円未満**の人
介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える人

※被用者保険の被保険者本人であった方も、平成20年4月～9月分は普通徴収となります。

納め方は 期日までに、市町村より送付されてくる納付書で、金融機関を通じて納めます。

口座振替が便利です！

保険料の納め忘れがなく、納めに行く手間も省けて便利で安心な口座振替がおすすめです。

納付書

預金通帳

通帳の
届け出印

これらを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

●国保に加入していた方	原則として、平成20年4月の年金から差し引かれます。 ※年金が年額18万円未満の方や介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える人は、7月に市町村より送付されてくる納付書で納めます。
●被用者保険の被保険者本人であった方	平成20年4月～9月分は9月に市町村より送付されてくる納付書で金融機関を通じて納めます。平成20年10月以降は、年金が年額18万円以上の方は年金より差し引かれ、18万円未満の方は引き続き納付書で納めます。
●被用者保険の被扶養者であった方 ※平成20年4月～9月の間は保険料が免除になります。	原則として、平成20年10月の年金から差し引かれます。 (年金が年額18万円未満の方や介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える人は10月頃市町村より送付されてくる納付書で、金融機関を通じて納めます。)

保険料の決め方

保険料は、「均等割額」と「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

沖縄県の保険料

均等割額 被保険者全員が等しく負担する金額

所得割額 被保険者の所得に応じて負担する金額

保険料	=	均等割額	+	所得割額
保険料の上限額は 50万円です。		被保険者一人当たりの 定額48,440円		所得 [*] -33万円(基礎控除) ×8.80%

^{*}所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いたものです。

保険料が軽減される場合

所得の低い方 所得の低い人は、保険料の均等割額が世帯の所得に合わせて軽減されます。

総所得金額等が、基礎控除額(33万円)を超えない世帯

保険料の均等割額を
7割軽減 14,532円

総所得金額等が、基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯

保険料の均等割額を
5割軽減 24,220円

総所得金額等が、基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

保険料の均等割額を
2割軽減 38,752円

※基礎控除額等の数字は、税制改正などで変わることがあります。

被扶養者であった方

平成20年4月から9月までは保険料の負担がなく、10月から保険料を納めていただくことになります。

会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方(3月31日現在)

保険料の所得割額0円、
均等割額 2,422円

沖縄県後期高齢者医療広域連合

〒904-1192 うるま市石川石崎一丁目1番(うるま市役所石川庁舎3階) TEL:098-963-8012

健康課(大里庁舎) TEL946-8961

「ねんきん特別便」年金記録の確認にご協力ください。

4月からすべての年金受給者に、6月から加入者の方にお届けします

○ 緑色の封筒でお届けします。

- ・年金を受けておられる方 = 本年4月から5月までの間
- ・現役加入者の方 = 本年6月から10月までの間

○ 年金記録のご確認をお願いいたします。

- ・年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。
 - ・「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答くださいますようお願いいたします。
- ※ 年金記録が変われば、正しい年金額をお受け取りいただけることとなり、年金額が増える可能性が高いので十分にご確認ください。

【年金支給額が増えた例（A男さん75歳の場合）】

13か月分のお勤め期間の記録もれが見つかり、これからの年金支給額が年額で約5万円増え、過去に受給できた年金として約5.3万円をまとめて受け取れました。

○ ご家族の方にも届きます。

ご家族の方などに「ねんきん特別便」が届いたら、過去の職歴について一緒に記憶をたどってみるなど、多くの方からご回答いただけるよう、ご協力をお願いします。（ご家族でも、お一人お一人に届く時期は異なります。）



※3月までに青色の封筒で「ねんきん特別便」をお届けしている方は、年金記録にもれがある可能性が高い方ですので、特に注意してご確認ください。

（まず、「ねんきん特別便専用ダイヤル」にお電話ください。結びつく可能性がある記録についての具体的な情報を提供いたします。）

ご質問・お問い合わせは

○ 「ねんきん特別便専用ダイヤル」

月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時

※上記以外の受付日時については、
社会保険庁HP (<http://www.sia.go.jp/>)
でご案内しております。



0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

○ お近くの社会保険事務所 または 年金相談センター

※ 都道府県社会保険労務士会でも無料相談を受付しています。

※ 詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>)まで。

南城市身体障がい者自動車運転免許取得・改造費等助成事業の実施について

目的

身体障がい者に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造費等に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の社会参加の促進を図る。

事業の内容

- 1) 自動車運転免許取得に係る助成（費用の2/3以内とし、10万円を限度とする）
 - 2) 本人用自動車改造費に係る助成（費用の2/3以内とし、10万円を限度とする）
 - 3) 介護用自動車改造費に係る助成（費用の2/3以内とし、10万円を限度とする）
- 上記の2）、3）は改造がほどこされたと同様の特別仕様車を新車で購入する場合も含む（但し、通常使用車との差額が助成の対象となります。）
平成20年度は、上記1）～3）各2件分を基本とし、予算の範囲で配分する。
なお申請者多数の場合は、書類審査及び世帯調査の上、社会福祉課で決定する。



対象者共通事項

- 1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で上肢、下肢又は体幹機能障害の程度が1級若しくは2級である者又は聴覚障害者
- 2) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者
- 3) 市税等の滞納がない世帯に属する障がい者で、所得制限限度額を超えない者
- 4) その他各助成事業により受給要件があります。

申請受付期間及び申請場所

平成20年7月1日（火）から
平成20年7月31日（木）
午前9時～午後5時
社会福祉課（大里庁舎）
※詳しいことについては、社会福祉課
（TEL946-8996）まで

市民課だよ

市民課窓口での本人確認について 戸籍・住民票等の交付を受けるには身分証明書の提示が必要です!

本人の知らない間に戸籍や住民票等が不正に取得されるという事件が全国的に発生していることを受けて法律が改正されました。平成20年5月1日の交付請求時から窓口に来られた方の本人確認をおこなっています。不正請求防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

お持ちいただく本人確認書類

運転免許証、パスポート、外国人登録証、写真付住民基本台帳カード、国又は地方公共団体が発行した顔写真付身分証明書※1（詳細は窓口にお問い合わせ下さい）。

◎上記が無い場合は下記のア、イの書類を1点ずつ、又はアから2点以上。

ア、〈国もしくは地方公共団体の機関が発行した書類〉健康保険証、共済組合員証、国民年金手帳、年金証書など。
イ、学生証、法人が発行した顔写真付身分証明書、国もしくは地方公共団体が発行した顔写真付資格証明書（上記※1を除く）など。

請求者の代理人であるときは、それを明らかにする書類（委任状等）も必要です。

お問い合わせ 市民課（大里庁舎） 電話 946-8989

訂正 本誌4月号p9において「イ」の書類として掲げた「本人名義の預金通帳、キャッシュカード、病院の診察券」は対象としません。訂正してお詫び申し上げます。



税金って難しい

～税務課～

高齢者非課税措置廃止の影響は?

Q) 住民税の高齢者非課税措置の廃止に伴い、平成20年度の住民税はどうなりますか?

A) 昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得金額が125万円以下の方の住民税非課税措置は平成18年度から廃止されています。

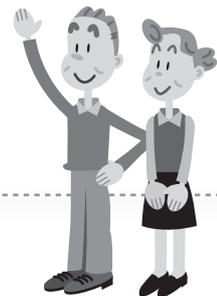
ただし、急激な税負担を軽減するため、平成18年度は2/3相当額を減額、平成19年度は1/3相当額を減額するという経過措置がとられていました。

しかし、平成20年度からは、この経過措置がなくなり全額課税されます。

【お問い合わせ】

税務課（大里庁舎）

TEL 948-7124



住民説明会を開催します!

市では現在、各種土地利用計画（南城市農業振興地域整備計画、南城市都市計画マスタープラン、南城市国土利用計画）の策定作業を進めています。

これらの計画は、将来の南城市の住宅地、商業地、工業地、農業地及び森林などの土地利用の方向性を定めるとともに、それを実現するための都市計画などの方策を明らかにしようとするものです。

これらの計画に市民の皆様のお考えを反映させるべく、住民説明会を下記の日程で実施いたします。多くの地権者、市民の皆様のご参加をよろしくお願い致します。

●場所：各区公民館及び集会所

●時間：午後7時～9時

【各区・自治会の開催日】

地区	期 日	行政区及び自治会		
知念地区	6月26日(木)	志喜屋		
	7月1日(火)	山 里	具志堅	知 念
	7月3日(木)	吉 富	久手堅	安座真
	7月8日(火)	知 名	海 野	久 原
玉城地区	7月10日(木)	親慶原	垣 花	仲村渠
	7月15日(火)	喜良原	新 原	志堅原
	7月16日(水)	中 山	堀 川	玉 城
	7月22日(火)	奥 武	富 里	當 山
	7月24日(木)	屋嘉部	糸 数	百 名
	7月29日(火)	船 越	愛 地	前 川

(注) ※市内のアパートや団地にお住まいの方は最寄りの区・自治会へご参加下さい。

※農振地域に土地を所有している地権者の方は、土地の所在する行政区及び自治会の説明会へ参加して下さい。

※佐敷地区と大里地区の説明会日程表は、5月号の広報誌へ掲載しております。

【お問い合わせ】 土地利用対策室 TEL948-7146

聞こえないってどんな事?

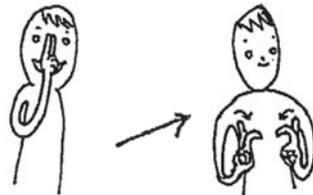
～聴覚障がい者のくらし～

現在、南城市の聴覚障害者数ですが、約195名(2級～6級)で、そのうち手話を言語としている方は約25名です。

ここで、「手話言語」という言葉を使いましたが、手話は聴覚障害者の中で生まれた言葉で、日本語とは語順が違い、助詞(～は、～が等)がないのが特徴です。テレビをはじめ、様々な社会の音声情報を「ながら聞き」のできる私達に比べ、情報獲得が非常に困難です。特に、言葉を獲得する以前に聞こえなくなった方は、文章を理解する事や書く事も苦手だったり、十分にできない場合が多いのです。

私達健聴者から見ると、筆談でも十分通じているだろうと思われがちな聴覚障がい者ですが、実は少ない情報の中で生活をしている、コミュニケーション障害者なのです。

ミニミニ手話講座
「こんにちは」



ニコニコスマイルがポイント!

A: これは、「お昼」と言う意味です。

人差し指と中指を立てておでこにあて

る(時計の針が12時をさすように)。

頭から少し離れたところへ持っていきます。

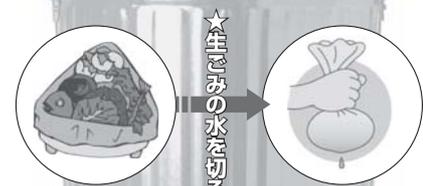
頭にあんまりくっつけなくても大丈夫です。

B: 両手をグーにして、人差し指を立て、すぐ曲げます。

実践してみませんか 暮らしの中のごみ減量

生ごみを減らしましょう

少し意識するだけで、生ごみの重量を減らすことができます。



生ごみには、水分が多く含まれています。生ごみとして出す前に、水切りネット等を使用して水分を取り除くだけでも重量を減らすことができます。

お問い合わせ 生活環境課(大里庁舎)
TEL946-8981

学対だより

南城市立船越幼稚園
園児数 年長児：33名
年少児：12名
計45名

生き生き伸び伸び楽しい幼稚園

目標：幼児一人一人に確かな学力などの生きる力をはぐくむ



目指す幼児像

話し上手、聞き上手、あいさつ上手な子、元気いっぱい遊ぶ子

●具体的取り組みの様子



保護者のボランティアの方による
絵本読み聞かせ



元気な声であいさつを交わす



友達と仲良く楽しく遊ぶ子どもたち



楽しいお弁当会
お母さんおいしいよ ありがとう



毎日15分間、園庭のはき掃除。
よく働きます。



玉ねぎ、人参を収穫して
ヒラヤーチーをつくったよ

船越幼稚園の凡事徹底（当たり前が当たり前ができる）



朝のあいさつは元気よく『おはようございます』

ご家庭でもお父さん、お母さんから元気なあいさつを交わしましょう。



下水道(市管理施設)使用料の減免措置申請のお知らせ

下水道使用料の減免措置については、水道水等の使用水量制(平成20年5月分)に移行したことにより、これまでの玉城、知念、大里地区での世帯人数制に係る減免措置は該当しなくなりますのでご理解よろしくお願いたします。



尚、平成20年5月分からの使用料減免制度については、減免対象が次のとおりとなりますので該当する利用者は申請なされるようお知らせいたします。

*申請がなされないで減免措置を行わないのでご注意ください。

①生活保護法の規定による保護(生活扶助)を受けている者

使用料:基本使用料とする

②天災その他の災害を受け、支払い能力がないと認められた者

使用料:全額免除とする

③その他市長が特に必要と認めるとき

これまで事例なし(使用者からの申請がある時点で判断します)

④水道水漏水に伴う減免措置は、水道料金の算定方法に準じて計算します。

お問い合わせ:水道総務課(大里庁舎) TEL 946-8993

文化財発掘調査展

来る、6月28日(土)~7月4日(金)に大里農村環境改善センターロビーを主会場として、平成18・19年度に南城市内において行われた発掘調査の概要をまとめた調査展を行います。

歴史豊かな南城市内では、多くの文化財(遺跡)があり、毎年発掘調査が行われています。現在、国指定に向けた取り組みとして、「島添大里グスク」や「佐敷上グスク」を中心とした周辺遺跡群の発掘調査が合併以前より継続されて行われているほか、平成18年度には個人住宅建設に伴う緊急発掘調査として「垣花遺跡」の調査が行われました。

今回は、埋蔵文化財の発掘調査の成果を中心とし、国指定史跡として文化庁の補助事業が行われている史跡整備の進捗状況も合わせて展示します。



【お問い合わせ】 教育委員会文化課 TEL 946-8990

お知らせ 掲示板

平成20年度 教科書展示会…閲覧下さい!

平成20年度小・中学校用教科書及び特殊支援教育に係る教科用図書の展示会が下記の日程で各地区教育事務所、県立養護学校等で実施されますのでお知らせします。

1. 展示期間:

6月20日(金)~7月3日(木)

[休日は閉館]

2. 展示会場名:

島尻教育事務所

・・・展示教科書〔小・中学校用〕

県立島尻養護学校

・・・展示教科書〔特殊支援教育用〕

お問い合わせ 教育総務課

TEL 948-2782

多重債務にお悩みの方 はご相談を!

本年4月7日より、沖縄総合事務局財務部において多重債務者からの相談を受け付けています。自らの収入で返済しきれないほど借金を抱えお悩みの方からの相談を、電話及び来所によって受け付け、必要に応じ弁護士・司法書士などの専門家に引き継ぎを行います。お気軽にご相談下さい。

対応時間:

月曜日~金曜日(祝祭日を除く)

午前9時~午後5時

電話番号:866-5070

沖縄総合事務局財務部

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

お問い合わせ

生活環境課(大里庁舎)

TEL 946-8981

《所得変動に伴う住民税の減額措置のお知らせ》

平成19年からの税源移譲によって、多くの方は住民税が増額となり所得税額は減額となっています。しかし、平成19年中に所得が大きく下がり所得税が課税されなくなった方については、所得税減額による税負担の軽減を受けず、住民税増額による税負担の増加の影響のみを受けてしまいます。このような方については、平成19年度の住民税を税源移譲前の税率に軽減する事で、個人への税負担が変わらないようにする経過措置が受けられます。(19年度住民税を納付済みの場合は差額が還付されます)



対象年度

平成19年度個人住民税のみ(平成20年度以降は対象となりません)

対象者

平成18年分は所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されなくなった方
※ただし、寄付金控除や住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方は対象となりません。

申告方法

平成20年7月1日～平成20年7月31日の期間に、平成19年1月1日に住民登録をしていた市区町村の税務課窓口へ減額申告書を提出して下さい。

※減額申告書は税務課窓口へ備えています。

※平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この減額措置は適用されません。

該当者には申告書を送付予定です。但し、平成19年度・20年度とも南城市在住で、申告などがなされ課税データが分かる方のみとなります。

お問い合わせ 税務課(大里庁舎) TEL 948-7124

〈高齢者の雇用・就業を促進するための講習会のご案内〉

平成20年度シニアワークプログラム地域事業(沖縄労働局委託事業)
～観光ガイド講習受講者募集～

- ・講習内容: 観光ガイド(観光・平和学習ガイドの養成)
 - ・日時: 6月30日(月)～7月17日(木)までの期間(計11日間) ※土・日を除く
 - ・会場: 糸満市農村環境改善センター
糸満市字照屋1221-1
 - ・対象者: 原則60歳台前半層の就職希望者
 - ・受講料: 無料
 - ・定員: 25名
- ※講習終了後、ハローワーク及び事業主団体等の協力を得て、合同面接会を開催いたします。

[お問い合わせ・申し込み先]

(社)沖縄県シルバー人材センター連合

TEL: 871-0330

(担当: 平良)

南城市シルバー人材センター

TEL: 852-6655

平成20年度 社会教育委託学級募集

実施期間:

7月から平成21年1月の間

実施回数: 期間内に3回以上

委託金の額: 3万円以内とする

対象: 老人クラブ、婦人会、成人学級、支部PTA、子ども会

開設学級の種類: 高齢者学級、婦人学級、成人学級、家庭教育学級

学級申請書提出締め切り:

7月11日(金) 17:00までに教育委員会生涯学習課(大里庁舎)に提出してください。

提出書類: 委託学級開設事業申請書、学級事業計画書

問い合わせ: 南城市教育委員会

生涯学習課(大里庁舎)

電話 947-6017

“わかちあう 仕事も家庭も喜びも”

6月23日～29日は「男女共同参画週間」です。

男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえたものです。

男性と女性が家庭で、職場で、学校で、地域で、お互いに協力し合い、いきいきと暮らすことができるよう、この機会に男女のパートナーシップ(協力関係)について、考えてみませんか。

お問い合わせ

生活環境課(大里庁舎)

TEL 946-8981

合併処理浄化槽の補助金

市では、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水による川や海の汚れを防止し、雑排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽を設置される方に補助金を交付します。

対象者: 南城市内で、専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者。(ただし、販売及び賃貸を目的とする専用住宅に設置しようとする者は除く)



人槽区分	補助金額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円



※詳しい内容は、生活環境課へお問い合わせください。

お問い合わせ: 生活環境課(大里庁舎) TEL 946-8981

!!工事を着工する前に申請してください!!

平成19年度事業内容 (千円)

漁業集落名	取組内容	事業費
南城市知念 久高漁業集落	担当者報酬	384
	話し合い	58
	種苗放流	904
	海岸清掃	656
	海底清掃	628
	漁場監視	334
	産卵場・ 育成場の整備	574
	藻場の調査	100
	先進地視察 看板設置 ネットの設置	417
	計	4,055

離島漁業再生支援交付金事業 (久高地区) 実施

平成19年度久高漁業集落離島漁業再生交付金事業は、漁場の再生力の向上、多目的機能の維持・増進を目的に左記表のとおり各種取組を実施しました。



ウニの種苗放流作業実施



オニヒトデ駆除作業実施

。 在アルゼンチン南城市民会だより

沖縄県人移民百年祭が、4月13日(日)ロサリオ市(首都から300Km)日本人会館で開催され、内外から多くの人が集まりにぎわった。会場には市(村)の海外移住者子弟研修生受入事業で沖縄文化を学んだ研修生たちも駆けつけ、祭りを盛り上げた。芸能披露で平成8年度大里村研修生の比嘉サンチェス エミリアン君が主宰するメデ太鼓のグループに平成19年度南城市研修生アリアス エルナン ダニエル君も参加して沖縄の伝統文化を披露し観衆から大喝采を浴びた。

ロサリオにはもともと平成10年度大里村研修生の上原パブロ君が(建築技師)大里琉心太鼓を名乗り指導していた。これを機にメデ太鼓・大里琉心太鼓が合同してロサリオ市に響き渡った。エミリアン君が主宰するメデ太鼓はイベント・学校・クラブ・地方などで活動を続けており沖縄文化を広めている。

私は、地球の裏南米アルゼンチンで多くの南城市出身者が活躍していることを南城市民の皆さんに紹介したい。

それによって益々母市との親密な親善交流が生れてくることを願うから。今、アルゼンチンは百年祭ムードでいっぱいだ。私たち南城市民会は8月に開催される移民百年祭に南城市から多くの皆さんが参加してくれることを望んでいる。

☆在亜南城市民会5月行事予定

平成20年5月31日(土)

第2回 在亜南城市民会定期総会・敬老会



通信：在アルゼンチン南城市民会
相談役 比嘉光雄

「いち・にい散歩」はお休みします。

毎月おすすめの図書を紹介している「いち・にい散歩」のコーナーは、都合によりお休みさせていただきます。

市立図書館および各分館とも貸出等は行っていますのでご利用下さい。

7月は“社会を明るくする運動”強調月間です

今年で58回目を迎えた“社会を明るくする運動”は、法務省の主唱ですべての国民が犯罪・非行の防止、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていこうとする全国的な運動です。

重点目標

「犯罪・非行の防止と更生の援助のため、地域住民の理解と参加を求める」

統一標語

「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」

私たちの暮らす社会について、皆で考えてみましょう

お問い合わせ 社会福祉課(大里庁舎) TEL 946-8996